

包装の適正化に関する基準

昭和 52 年 5 月 31 日
兵庫県告示第 1087 号
改正 平成 4 年 7 月 3 日
兵庫県告示第 969 号

第 1 包装の適正化に関する基準

事業者は、包装(消費者に販売され、又は販売されようとしている商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。)の適正化を図るため、次の各号に掲げる基準を守らなければならない。

- 1 包装は、内容品の保護及び品質の安全上、適切でなければならない。
- 2 包装は、安全性が確保されていなければならない。
- 3 包装は、内容品の保護及び品質の保全上、必要以上に空間容積及び包装費用が過大又は過剰であってはならない。
- 4 包装は、消費者の判断を誤らせ、その商品選択を妨げるような過大又は過剰なものであってはならない。
- 5 包装は、消費者にとって、購入しやすい内容量及び販売単位となるものでなければならない
- 6 包装に記載される内容品の表示及び説明は適切でなければならない。
- 7 包装は、その二次的使用機能(内容品の保護機能及び品質の保全機能を果たした後の使用機能をいう。)を必要以上に強調したものであってはならない。
- 8 包装は、資源の節約及び再利用の促進上、適切でなければならない。
- 9 包装は、環境の保全及び廃棄物処理上、適切でなければならない。

第 2 基準適合の判定

第 1 の基準に適合するかどうかの判定は、知事が行う。この場合において、知事は、附属機関設置条例(昭和 36 年兵庫県条例第 20 号)第 1 条の規定により設置された県民生活審議会の意見を聴かなければならない。

(施行期日)

この告示は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 4 年 7 月 4 日から施行する。